

鑑定評価書（令和元年地価調査）

令和元年7月8日提出

別記様式第8

基準地番号	提出先	所属分科会名	業者名	株式会社田中不動産鑑定		
兵庫(林)	-1	兵庫県	第6分科会	氏名	不動産鑑定士	田中計機
鑑定評価額		18,900,000 円	10a当たりの価格			1,590,000 円／10a

1 基本的事項

(1)価格時点	令和 元年 7月 1日	(4)鑑定評価日	令和 元年 7月 3日	(6) 路線 価値	[平成 31年 1月] 路線価又は倍率	円／m ²
(2)実地調査日	令和 元年 6月 28日	(5)価格の種類	正常価格		11.0 倍	
(3)鑑定評価の条件	当該土地に工作物又は立木等がなく、かつ、使用収益を制約する権利の存しないものとしての鑑定評価					

2 鑑定評価額の決定の理由の要旨

(1) 基準地	①所在及び地番 姫路市書写字大谷2966番3					②地積 (m ²)		11,864								
	③土地の利用の現況					④周辺の土地の利用の現況		⑤基準地から搬出地点までの搬出方法								
	雑木林地	住宅地に隣接した標高100m、北西向き約25度傾斜の雑木林地域			林(公)道	2.5m林道 0m	J R 姫路	菅生台団地	⑥搬出地点の道路の状況							
⑦最寄駅及び距離					⑧最寄集落及び距離		⑨公法上の規制									
J R 姫路 7.6km 200m					「調区」 地森計 (その他) 土砂災害警戒区域		⑩地域の特性									
(2) 近隣地域	①範囲	東 300m、西 350m、南 400m、北 200m														
	②標準的規模等	規模 10,000 m ² 程度、 形状 台形 、 方位・傾斜度 (北西) 向 25°														
	③地域的特性	特記 特にない。	道 林道 2.5m	交通 J R 姫路駅 北西 7.6km	法令	対象基準地と同じ										
事項	路	施設	規制													
④地域要因の将来予測	住宅団地背後の林地地域であるが、地域要因に特段の変動もないで、今後も現状のまま推移するものと予測する。															
(3) 最有効使用の判定	市街化の影響を受けた林地					(4) 対象基準地の個別的要因	ない									
(5) 鑑定評価の手法の適用	取引事例比較法	比準価格 1,590,000 円／10a														
	控除法	控除後価格 / 円／10a														
	収益還元法	収益価格 / 円／10a														
(6) 市場の特性	同一需給圏は姫路市及び近隣市町の都市近郊林地地域である。対象基準地は住宅団地背後に位置する林地で、需要者は当該地域に地縁関係を有する個人、法人等が中心となる。市街化調整区域内の林地であることから開発の実現性は低く、需要は限定的である。山林は取引される規模がまちまちで、取引に事情を含む場合も多いことから個別性が強く、中心となる価格帯は見出し難い。															
(7) 試算価格の調整及び鑑定評価額の決定の理由	控除後価格は公法上の規制により開発をすることが困難であることから試算しなかった。収益価格は、対象不動産が市街化の影響を受けた林地地域に所在し、林業経営に馴染まないため試算しなかった。よって、取引市場の実態を反映した実証的な価格である比準価格をもって鑑定評価額を上記のとおり決定した。															
(8)	<input type="checkbox"/> 秤量的検討が可能である <input checked="" type="checkbox"/> できない															
公示価格を規準とした価格	① 標準地番号	-	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別的要因の比較	⑥対象基準地の規準価格 (円／m ²)	⑦内訳 標準化補正	交通 自然 宅地化 行政 その他	地域要因 交通 自然 宅地化 行政 その他						
	公示価格	円／m ²	[100]	[100]	[100]	[100]										
(9) 対象基準価格からの前年検討	①対象基準地の検討 <input checked="" type="checkbox"/> 前年基準地 <input type="checkbox"/> 新規 前年標準価格 1,600,000 円／10a			③価格変動形成状況要因の ④地域要因の ⑤個別的要因の	〔一般的要因〕 郊外の住宅地・土地の需要は低調であり、公法上の規制さらに土砂災害に対する警戒も強いため都市近郊林地に対する需要は弱い。											
	②変動率				〔地域要因〕 地域要因に特段の変動はないが、開発が困難で、需要は限定的である。											
	年間 -0.6 %				〔個別的要因〕 個別的要因に変動はない。											

鑑定評価書（令和元年地価調査）

令和元年7月5日 提出
兵庫(林) - 2 林地-1

別記様式第8

基準地番号	提出先	所属分科会名	業者名	広瀬不動産鑑定事務所		
兵庫(林) - 2	兵庫県	兵庫第3分科会	氏名	不動産鑑定士	廣瀬 博一	印
鑑定評価額	4,030,000 円			10a当たりの価格		2,030,000 円/10a

1 基本的事項

(1) 価格時点	令和元年7月1日	(4) 鑑定評価日	令和元年7月2日	(6) 路線価 倍率種別	[平成31年1月]路線価又は倍率	円/m ²
(2) 実地調査日	令和元年6月29日	(5) 価格の種類	正常価格		54.0倍	
(3) 鑑定評価の条件	当該土地に工作物又は立木等がなく、かつ、使用収益を制約する権利の存しないものとしての鑑定評価				倍率種別	

2 鑑定評価額の決定の理由の要旨

(1) 基準地	①所在及び地番	神戸市北区山田町下谷上字小畠13番7				②地積 (m ²)	1,983				
	③土地の利用の現況	④周辺の土地の利用の現況		⑤基準地から搬出地点までの搬出方法	⑥搬出地点の道路の状況	⑦最寄駅及び距離	⑧最寄集落及び距離	⑨公法上の規制 「調査区」地図計			
	雑木林地	標高410m、集落からやや離れた道路沿いの雑木の多い自然林地域		林(公)道 0m	5m県道	神戸電鉄谷上駅 1.6km	下谷上 1.2km	⑩地域の特性 都市近郊林地			
(2) 近隣地域	①範囲	東 500m、西 500m、南 150m、北 150m									
	②標準的規模等	規模 2,000 m ² 程度、形状 不整形、方位・傾斜度(南)向 40°									
	③地域的特性	特記 事項	特にない	道 路	5m県道	交通 施設	神戸電鉄谷上駅 北 1.6km	法令 規制 「調査区」地図計			
	④地域要因の将来予測	市街地及び鉄道駅から比較的近くに存する林地地域であるが、今後も現状のまま推移すると予測する。周辺宅地地域の需給動向や行政的条件から、本件地域の宅地地域への転換可能性は低い。									
(3)	最有効使用の判定	市街化の影響がある林地				(4) 対象基準地の個別的原因	ない				
(5) 鑑定評価の手法の適用	取引事例比較法	比準価格 2,030,000 円/10a									
	控除法	控除後価格 / 円/10a									
	収益還元法	収益価格 / 円/10a									
(6)	市場の特性	同一需給圏は、神戸市及びその周辺市の都市近郊林地地域である。市街化調整区域にあり、周辺地域の宅地需要も低迷し、宅地開発需要としての需要は見込めず、公共事業用地の取得や地縁を有する個人、法人の売買が散見される程度であり、需要が限定的であることから地価の下落が継続している。林地の取引自体が少ないと取引される面地規模が様々なため需要の中心となる価格帯の把握は困難である。									
(7)	試算価格の調整及び鑑定評価額の決定の理由	比準価格は実際の成約価格をもとに算定した実証的な価格である。市場参加者は周辺での取引価格の水準を判断基準として取引を行うと考えられることから、比準価格の説得力は高い。行政的条件や周辺での宅地需要を考慮すると、開発想定は現実的ではないことから控除後価格は試算しなかった。また、市街化の影響がある林地であり、林業経営になじまないため収益価格も試算しなかった。よって、比準価格を採用し、鑑定評価額を上記の通り決定した。									
(8)	<input type="checkbox"/> 秤量的検討が可能である		<input checked="" type="checkbox"/> できない								
公示価格を規準とした価格	① 標準地番号	-	② 時点修正	③ 標準化補正	④ 地域要因の比較	⑤ 個別的原因の比較	⑥ 対象基準地の規準価格 (円/m ²)	(7) 内訳 標準化補正 交通 自然 宅地化 行政 その他			
	公示価格	円/m ²	[] / 100	[] / 100	[] / 100	[] / 100					
(9)	対象基準地からの前年の検討	① 対象基準地の検討 <input checked="" type="checkbox"/> 前年基準地 <input type="checkbox"/> 新規 前年標準価格 2,100,000 円/10a	(3) 価格変動形成要因の 一般的要因 〔地域要因〕 〔個別的原因〕	〔一般的要因〕 デベロッパー等による郊外の開発需要は縮小しており、宅地開発を目的とする林地の取引はほとんど見られない。							
	② 変動率	〔地域要因〕 神戸市は北神急行線と市営地下鉄の一体的運行の実施による運賃低減に向けて準備を進めている。									
	年間 -3.3 %	〔個別的原因〕 個別的原因の変動はない。									

鑑定評価書（令和元年地価調査）

令和元年7月8日提出
兵庫(林)-3 林地-1

基準地番号	提出先	所属分科会名	業者名	株式会社協同鑑定所
兵庫(林)	-3	兵庫県	兵庫第4分科会	氏名 不動産鑑定士 大家通孝 印
鑑定評価額		397,000 円	10a当たりの価格	340,000 円／10a

1 基本的事項

(1)価格時点	令和 元年 7月 1日	(4)鑑定評価日	令和 元年 7月 3日	(6) 路線価	[平成 31年 1月] 路線価又は倍率	円／㎡
(2)実地調査日	令和 元年 6月 17日	(5)価格の種類	正常価格		10.0 倍	
(3)鑑定評価の条件	当該土地に工作物又は立木等がなく、かつ、使用収益を制約する権利の存しないものとしての鑑定評価					

2 鑑定評価額の決定の理由の要旨

(1) 基 準 地	①所在及び地番	淡路市多賀字平川2685番外					②地積 (m ²)	1,169																
	③土地の利用の現況	④周辺の土地の利用の現況					⑤基準地から搬出地点までの搬出方法	⑥搬出地点の道路の状況	⑦最寄駅及び距離	⑧最寄集落及び距離														
	雑木林地	標高約50m西向き約15～20度の傾斜の雑木林地域					鉄索	2m林道	淡路交通郡家バス停	柳沢														
		150m			2.2km			400m	⑩地域の特性	農村林地														
(2) 近 隣 地 域	①範囲	東 250m、西 300m、南 200m、北 200m																						
	②標準的規模等	規模 1,200 m ² 程度、形状 ほぼ長方形、方位・傾斜度 (西) 向 15°																						
	③地域的特性	特記	特にない		道	2m林道	交通	淡路交通郡家バス停 南西方 2.2km		法令														
	事項			路			施設			都計外地森計 規制														
④地域要因の将来予測		標高約50mで西向き約15～20度の傾斜の雑木林地域であり、今後とも現状維持で推移するものと予測する。なお、地価は下落傾向で推移するものと予測する。																						
(3) 最有効使用の判定		現況山林にとどまる。					(4) 対象基準地の個別的原因	ない																
(5) 鑑定評価の手法の適用		取引事例比較法	比準価格 340,000 円／10a																					
		控除法	控除後価格 / 円／10a																					
		収益還元法	収益価格 / 円／10a																					
(6) 市場の特性		同一需給圏は、淡路島内に存する林地地域である。宅地開発は有効需要や投資採算性の観点等から困難であり、リゾート開発計画もほとんどなく、一部が太陽光発電用地とされる程度で、積極的な需要は認められない。需要者は特別な地縁性を有する地元の個人等が散見される程度で限定的にならざるを得ない。取引件数が少なく個別性が強いため、取引の中心となる価格帯を見出すことは出来なかった。																						
(7) 試算価格の調整及び鑑定評価額の決定の理由		経済合理的な林業経営は見込めないため、収益還元法は適用しない。また、宅地開発目的の需要を想定することは非現実的であるので、控除法は適用しない。取引数は少ないものの、実際に取引が行われた取引価格の水準を参考として価格決定される場合が多いと考えられる。したがって、比準価格をもって鑑定評価額を上記の通り決定した。なお、淡路島内には秤量的検討ができる地価公示標準地が存しないため、公示価格を規準とした価格は査定出来なかった。																						
(8)		<input type="checkbox"/> 秤量的検討が可能である			<input checked="" type="checkbox"/> できない																			
公示価格を規準とした価格	① 標準地番号		②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別的要因の比較	⑥対象基準地の規準価格(円／m ²)	⑦内訳	標準化補正	地域要因 交通 自然 宅地化 行政 その他														
	公示価格 円／m ²		[100]	[100]	[100]	[100]	[100]																	
(9) 対象基準地からの前年検討	①対象基準地の検討 <input checked="" type="checkbox"/> 前年基準地 <input type="checkbox"/> 新規 前年標準価格 360,000 円／10a				③ 価 格 形 成 要 因 の 変 動 状 況	〔一般的要因〕 淡路市の人口は減少傾向で、高齢化率も高い割合であり、宅地開発目的の需要も無く、林地全般に対する需要は弱い。																		
						〔地域要因〕 地域要因に特筆すべき変動は認められない。																		
						〔個別的要因〕 個別的要因に変動はない。																		

鑑定評価書（令和元年地価調査）

令和元年7月8日提出
兵庫(林)-4 林地-1

別記様式第8

基準地番号	提出先	所属分科会名	業者名	モリオカ不動産鑑定事務所

鑑定評価額 121,000,000 円 10a当たりの価格 2,000,000 円/10a

1 基本的事項

(1)価格時点	令和 元年 7月 1日	(4)鑑定評価日	令和 元年 7月 4日	(6)路線価	[平成 31年 1月]	円／m ²
(2)実地調査日	令和 元年 6月 21日	(5)価格の種類	正常価格		路線価又は倍率	2.2 倍
(3)鑑定評価の条件	当該土地に工作物又は立木等がなく、かつ、使用収益を制約する権利の存しないものとしての鑑定評価					倍率種別

2 鑑定評価額の決定の理由の要旨

(1) 基準地	①所在及び地番	宝塚市切畠字長尾山4番2外					②地積 (m ²)	60,560																		
	③土地の利用の現況	④周辺の土地の利用の現況	⑤基準地から搬出地点までの搬出方法	⑥搬出地点の道路の状況	⑦最寄駅及び距離	⑧最寄集落及び距離	⑨公法上の規制 「調査区」 地森計																			
	雑木林地	標高200m、西向き約24度の傾斜の雑木自然林地域	林(公)道 0m	3.5m道路	阪急雲雀丘花屋敷 2.4km	ふじガ丘 500m																				
(2) 近隣地域	①範囲	東 400m、西 500m、南 400m、北 250m																								
	②標準的規模等	規模 60,000 m ² 程度、形状 不整形、方位・傾斜度(西)向 24°																								
	③地域的特性	特記 事項	特になし	道 路	3.5m道路	交通 施設	阪急雲雀丘花屋敷駅 北西方 2.4km	法令 規制	対象基準地と同じ																	
	④地域要因の将来予測	市街化調整区域に存する雑木林地で市街地とは比較的近接した位置関係にあるが、対象基準地付近で宅地開発が行われる蓋然性は低く、当面の間は現状で推移するとともに、地価も引き続き下落低調を辿ると予測する。																								
(3) 最有効使用の判定	現況通りの林地					(4) 対象基準地の個別的原因	ない																			
(5) 鑑定評価の手法の適用	取引事例比較法	比準価格 2,000,000 円／10a																								
	控除法	控除後価格 / 円／10a																								
	収益還元法	収益価格 / 円／10a																								
(6) 市場の特性	同一需給圏はその特性から、兵庫県中東部、大阪府の一部に及ぶ都市近郊林地及び農村林地と考えられる。宅地化条件に優れる林地では周辺を含めた一体開発目的のデベロッパーの需要も内包するが、総じて需要者は地縁性の強い地元居住者等に限定され、地価も弱含みで推移している。取引が非常に少ない上、規模、地勢等の諸要因により価格にバラつきがあり、親族間取引等の特殊事情が介在することも多く、圏域内の需要の中心となる明確な価格帯は見出せない。																									
(7) 試算価格の調整及び鑑定評価額の決定の理由	対象基準地周辺では宅地開発の蓋然性が低いため控除法の適用を断念した。また雑木林を主体とする林地であり、林業の収益性も見出せないため、収益還元法の適用も断念した。結果、取引事例比較法のみの適用に留まったが、比準価格は同一需給圏内の林地の取引に基づきなして試算された価格であり、市場性を反映した実証的な価格と認められる。よって、本件では比準価格を採用し当該基準地の過去からの価格推移の検討も行い、鑑定評価額を上記の通り決定した。																									
(8)	<input type="checkbox"/> 秤量的検討が可能である		<input checked="" type="checkbox"/> できない																							
公示価格を規準とした価格を示す	① 標準地番号	-	② 時点修正	③ 標準化補正	④ 地域要因の比較	⑤ 個別的原因の比較	⑥ 対象基準地の規準価格 (円／m ²)	⑦ 内訳	標準化補正	地域要因 交通 自然 宅地化 行政 その他																
	公示価格	円／m ²	[100]	[100]	[100]	[100]	[100]																			
(9)	① 対象基準地の検討 <input checked="" type="checkbox"/> 前年基準地 <input type="checkbox"/> 新規 前年標準価格 2,100,000 円／10a			③ 価格変動状況要因の 成り立つ要因	〔一般的要因〕	林業従事者の高齢化、後継者不足等、林業経営の先行不透明感は拭えず、林地需要は依然として低調である。																				
対象基準地からの前年検討					〔地域要因〕	郊外・山手の住宅地は供給も多く、林地の開発素地としての開発事業者の需要は見込めない状況にある。																				
					〔個別的原因〕	個別的原因に変動はない。																				

鑑定評価書（令和元年地価調査）

令和元年7月5日 提出
兵庫(林) - 5 林地-1

別記様式第8

基準地番号	提出先	所属分科会名	業者名	株式会社アレイズ兵庫事務所		
兵庫(林) -5	兵庫県	兵庫第7	氏名	不動産鑑定士	川端 良明	印
鑑定評価額	6,490,000 円			10a当たりの価格	64,000 円/10a	

1 基本的事項

(1) 価格時点	令和元年7月1日	(4) 鑑定評価日	令和元年7月3日	(6) 路線価	[平成31年1月] 路線価又は倍率	円/m ²
(2) 実地調査日	令和元年6月20日	(5) 価格の種類	正常価格		1.9倍	
(3) 鑑定評価の条件	当該土地に工作物又は立木等がなく、かつ、使用収益を制約する権利の存しないものとしての鑑定評価				倍率種別	

2 鑑定評価額の決定の理由の要旨

基準地	(1) ①所在及び地番	朝来市生野町真弓字桂谷30番2					(2) 地積 (m ²)	101,401																		
	③土地の利用の現況	④周辺の土地の利用の現況		⑤基準地から搬出地点までの搬出方法	⑥搬出地点の道路の状況	⑦最寄駅及び距離	⑧最寄集落及び距離	⑨公法上の規制 都計外 地森計 (その他) 土砂災害警戒区域																		
	用材林地(杉、檜)	標高400m 約40度西向き傾斜の杉、檜の用材林地域		集材機	8m市道 300m	JR生野	真弓 800m 300m																			
近隣地域	(2) ①範囲	東 600m、西 0m、南 350m、北 400m					(10) 地域の特性 農村林地	⑩地域の特性 農村林地	⑪公法上の規制 都計外 地森計 (その他) 土砂災害警戒区域																	
	②標準的規模等	規模 100,000 m ² 程度、形状 ほぼ整形、方位・傾斜度(西)向 40°																								
	③地域的特性	特記 事項	特記 事項	道 路	8m市道	交通 施設	JR生野駅 南東方 800m	法令 規制																		
	④地域要因の将来予測	集落の背後に位置する山林であり、地価水準に大きな影響を及ぼす地域要因は見られないものの、林業を取り巻く状況が厳しいことから、価格は下落傾向で推移するものと予測する。																								
(3) 最有効使用の判定	用材林地					(4) 対象基準地の個別的要因	ない																			
(5) 鑑定評価の手法の適用	取引事例比較法	比準価格 64,000 円/10a																								
	控除法	控除後価格 / 円/10a																								
	収益還元法	収益価格 / 円/10a																								
(6) 市場の特性	同一需給圏は兵庫県北部から中西部にかけての林地地域である。需要者は同一需給圏内に地縁性を有する林業従事者や地方公共団体等である。需給動向は、林業の低迷や後継者不足により、林地に対する需要は少ない。また、親族間や地縁者間にによる個別事情等を含んだ取引も見られる。中心価格帯は、取引件数が少なく取引規模や需要者の属性も様々なため見出し難い。																									
(7) 試算価格の調整及び鑑定評価額の決定の理由	近隣地域及び周辺の類似地域は、林業を取り巻く経済環境が厳しく、投資採算性の確保ができないことから、収益還元法の適用は断念した。また、宅地化は非現実的であるため控除法も適用しない。一方、取引事例を基礎とした比準価格は、市場性が反映された信頼性の高い価格と判断する。よって比準価格を採用し、鑑定評価額を上記の通り決定した。なお、同一需給圏内に同種別の地価公示標準地が存しないため、公示価格を標準とした検討は行えなかった。																									
(8)	<input type="checkbox"/> 秤量的検討が可能である	<input checked="" type="checkbox"/> できない																								
公示価格を規定とした価格を標準地とする	① 標準地番号	-	② 時点修正	③ 標準化補正	④ 地域要因の比較	⑤ 個別的要因の比較	⑥ 対象基準地の規準価格 (円/m ²)	⑦ 内訳	標準化補正	地域要因																
	公示価格	円/m ²	[100]	[100]	[100]	[100]		交通 自然 宅地化 行政 その他	交通 自然 宅地化 行政 その他																	
(9) 対象基準地からの前年の検討	① 対象基準地の検討 <input checked="" type="checkbox"/> 前年基準地 <input type="checkbox"/> 新規	前年標準価格	67,000 円/10a	③ 価格変動形成状況要因の ④ 地域要因の ⑤ 個別的要因の	[一般的要因] 林業の低迷や後継者不足により、林地に対する需要は少なく、取引価格は低調である。																					
	② 変動率				[地域要因] 地域要因に大きな変動はないものの、林業を取り巻く経済環境が厳しく、需要は弱い状況である。																					
	年間	-4.5 %			[個別的要因] 個別的要因に変動はない。																					

鑑定評価書（令和元年地価調査）

令和元年7月8日 提出
兵庫(林) - 6 林地-1

別記様式第8

基準地番号	提出先	所属分科会名	業者名	株式会社土地システム研究所		
兵庫(林) - 6	兵庫県	兵庫第5分科会	氏名	不動産鑑定士 境 めぐみ		印
鑑定評価額	1,210,000 円			10a当たりの価格	89,000 円/10a	

1 基本的事項

(1) 価格時点	令和元年7月1日	(4) 鑑定評価日	令和元年7月4日	(6) 路線価	[平成31年1月] 路線価又は倍率	円/m ²
(2) 実地調査日	令和元年6月28日	(5) 価格の種類	正常価格		3.9倍	
(3) 鑑定評価の条件	当該土地に工作物又は立木等がなく、かつ、使用収益を制約する権利の存しないものとしての鑑定評価					

2 鑑定評価額の決定の理由の要旨

(1) 基準地	①所在及び地番	西脇市中畠町字東山338番23				②地積 (m ²)	13,609					
	③土地の利用の現況	④周辺の土地の利用の現況				⑤基準地から搬出地点までの搬出方法	⑥搬出地点の道路の状況	⑦最寄駅及び距離	⑧最寄集落及び距離			
	雑木林地	標高150m北西向き約20度の傾斜の雑木林地域		林道隣接	3.3m林道 0m	JR日本へそ公園	中畠町	(9) 公法上の規制 都計外地森計				
(2) 近隣地域	①範囲	東 150m、西 1,000m、南 900m、北 100m										
	②標準的規模等	規模 15,000 m ² 程度、形状 不整形、方位・傾斜度(北西)向 20°										
	③地域的特性	特記 事項	土砂災害警戒区域の付近に位置する		道 路 3.3m林道	交通 施設 J R 日本へそ公園駅 4.3km	法令 規制	都計外地森計				
	④地域要因の将来予測	当該地域は付近に集落等も見られるが、自然雑木林地域であり、宅地化の蓋然性は低く、今後も現状のまま推移すると予測する。地価水準は今後も弱含みで推移すると見込まれる。										
(3)	最有効使用の判定	農村林地				(4) 対象基準地の個別的原因	ない					
(5) 鑑定評価の手法の適用	取引事例比較法	比準価格 89,000 円/10a										
	控除法	控除後価格 / 円/10a										
	収益還元法	収益価格 / 円/10a										
(6)	市場の特性	同一需給圏は概ね西脇市を中心に隣接市町を含む林地地域である。需要の中心は地縁者等にはば限定されるが、その需要は少ない。昨今の経済状況や交通利便性等を鑑み、新たに素地取得のうえ、大規模な宅地分譲を意図する需要者は見込めない。中心となる価格帯については、不動産の個別性、取引事情により、需要の中心となる価格帯を見出すのは困難である。										
(7)	試算価格の調整及び鑑定評価額の決定の理由	比準価格は同一需給圏内の類似地域にある信頼性のある取引事例より求めた価格である。一方、宅地化の蓋然性が極めて低いことから控除法の適用を断念した。また、収益還元法も雑木が主体となっている現況から用材林としての価格はほとんど認められず、適用は断念した。従って、市場の特性を反映した実証的な比準価格を採用し、鑑定評価額を上記の通り決定した。										
(8)	<input type="checkbox"/> 秤量的検討が可能である		<input checked="" type="checkbox"/> できない									
公示価格を規定とした価格を規準とした場合	① 標準地番号	-	② 時点修正	③ 標準化補正	④ 地域要因の比較	⑤ 個別的原因の比較	⑥ 対象基準地の規準価格 (円/m ²)	⑦ 内訳	標準化補正 交通 自然 宅地化 行政 その他 地域要因 交通 自然 宅地化 行政 その他			
	公示価格	円/m ²	[100]	[100]	[100]	[100]						
(9)	対象基準地からの前年の検討	① 対象基準地の検討 ■ 前年基準地 <input type="checkbox"/> 新規 前年標準価格 90,000 円/10a	③ 価格変動形成要因の	〔一般的要因〕 景気は緩やかな回復が見られるが、少子高齢化、都心回帰等の影響により、宅地開発を目的とする林地の取引は少ない。 〔地域要因〕 周辺地域において近い将来宅地転換の蓋然性は低く、地価は下落傾向にある。 〔個別的原因〕 個別的原因に変動はない。								
	② 変動率											
	年間	-1.1 %										

鑑定評価書（令和元年地価調査）

令和元年7月8日提出
兵庫(林)-7 林地-1

別記様式第8

基準地番号	提出先	所属分科会名	業者名	株式会社扇屋プランニング
兵庫(林)	-7	兵庫県	兵庫第5分科会	氏名 不動産鑑定士 足立 英基 印
鑑定評価額		674,000 円	10a当たりの価格	88,000 円／10a

1 基本的事項

(1)価格時点	令和 元年 7月 1日	(4)鑑定評価日	令和 元年 7月 2日	(6) 路 線 価	[平成 31年 1月] 路線価又は倍率	円／㎡
(2)実地調査日	令和 元年 6月 28日	(5)価格の種類	正常価格		2.3 倍	
(3)鑑定評価の条件	当該土地に工作物又は立木等がなく、かつ、使用収益を制約する権利の存しないものとしての鑑定評価					

2 鑑定評価額の決定の理由の要旨

鑑定評価書（令和元年地価調査）

令和元年7月8日提出
兵庫(林)-8 林地-1

基準地番号	提出先	所属分科会名	業者名	株式会社 山本総合鑑定
兵庫(林)	-8	兵庫県	兵庫第4分科会	氏名 不動産鑑定士 山本昌生 印
鑑定評価額		3,430,000 円	10a当たりの価格	210,000 円／10a

1 基本的事項

(1)価格時点	令和 元年 7月 1日	(4)鑑定評価日	令和 元年 7月 4日	(6)路線価	[平成 31年 1月]路線価又は倍率	円／m ²
(2)実地調査日	令和 元年 6月 3日	(5)価格の種類	正常価格		11.0 倍	
(3)鑑定評価の条件	当該土地に工作物又は立木等がなく、かつ、使用収益を制約する権利の存しないものとしての鑑定評価					

2 鑑定評価額の決定の理由の要旨

(8) 公示価格を規準とした価格	□ 秤量的検討が可能である		■ できない						⑦内訳 標準化補正	交通 自然 宅地化 行政 その他	地域要因 交通 自然 宅地化 行政 その他
	① 標準地番号	-	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別的要因の比較	⑥対象基準地の規準価格(円／m ²)				
	公示価格	円／m ²	[100]	[100]	[100]	[100]					

鑑定評価書（令和元年地価調査）

令和元年7月5日 提出
兵庫(林) - 9 林地-1

別記様式第8

基準地番号	提出先	所属分科会名	業者名	株式会社しらさぎ鑑定所		
兵庫(林) -9	兵庫県	兵庫第7	氏名	不動産鑑定士 吉田 勉		印
鑑定評価額	1,510,000 円			10a当たりの価格	58,000 円/10a	

1 基本的事項

(1) 価格時点	令和元年7月1日	(4) 鑑定評価日	令和元年7月3日	(6) 路線価	[平成31年1月] 路線価又は倍率	円/m ²
(2) 実地調査日	令和元年7月2日	(5) 価格の種類	正常価格		2.4倍	
(3) 鑑定評価の条件	当該土地に工作物又は立木等がなく、かつ、使用収益を制約する権利の存しないものとしての鑑定評価					

2 鑑定評価額の決定の理由の要旨

(1) 基準地	①所在及び地番	佐用郡佐用町佐用字大山谷3280番2				②地積 (m ²)	26,017											
	③土地の利用の現況	④周辺の土地の利用の現況		⑤基準地から搬出地点までの搬出方法	⑥搬出地点の道路の状況	⑦最寄駅及び距離	⑧最寄集落及び距離	⑨公法上の規制 都計外 地森計 (その他) 土砂災害警戒区域										
	用材林地(杉、檜)	標高200m約30度北向き傾斜の杉、檜の用材林地域		鉄索	10m国道 100m	JR佐用	佐用上町 950m											
(2) 近隣地域	①範囲	東 270m、西 270m、南 660m、北 200m																
	②標準的規模等	規模 30,000 m ² 程度、形状 ほぼ台形、方位・傾斜度(北)向 30°																
	③地域的特性	特記 佐用町中心部に比較的近い林地地域 事項	道路 北10m国道	交通 JR佐用駅 東方 1.7km	法令 規制	都計外 地森計 土砂災害警戒区域												
	④地域要因の将来予測	農村林地地域であり、利用状況に特筆すべき変化はないため、今後も概ね現状で推移するものと予測する。地価については林地需要が依然として弱いため下落傾向が継続すると予測する。																
(3)	最有効使用の判定	農村林地				(4) 対象基準地の個別的原因	ない											
	(5) 鑑定評価の手法の適用	取引事例比較法	比準価格 58,000 円/10a															
		控除法	控除後価格 / 円/10a															
		収益還元法	収益価格 / 円/10a															
(6)	市場の特性	同一需給圏は佐用町を含む西播磨地域一円の林地地域である。需要者の中心は当該圏域に地縁性を有する林業経営者及び公共事業目的の国及び地方公共団体等である。輸入木材との価格競争による採算性低下や林業従事者の高齢化により国産木材価格は長期的に下落傾向であり、圏内の林地に対する需要も全般的に弱い。また、取引事情、面地の規模や立木の状態等により取引価格はまちまちであるため、需要の中心となる価格帯は見出し難いのが現状である。																
(7)	試算価格の調整及び鑑定評価額の決定の理由	当該基準地は宅地化の影響が乏しい農村林地であることから控除方式の適用は行わなかった。また、植林費・造林費等の負担が重く、木材素材価格が長期的に下落しており、投資採算性に見合わないことから収益還元法の適用も断念した。比準価格は市場における現実の取引価格に基づいて試算した実証的な価格であり、信頼性が高いものと判断する。よって、比準価格を採用し、鑑定評価額を上記のとおり決定した。																
(8)	<input type="checkbox"/> 秤量的検討が可能である		<input checked="" type="checkbox"/> できない															
公示価格を規定とした価格	① 標準地番号	-	② 時点修正	③ 標準化補正	④ 地域要因の比較	⑤ 個別的原因の比較	⑥ 対象基準地の規準価格 (円/m ²)	⑦ 内訳 標準化補正	交通自然 宅地化行政 その他	地域要因 交通自然 宅地化行政 その他								
	公示価格	円/m ²	[100]	[100]	[100]	[100]												
(9)	対象基準地からの前年の検討	① 対象基準地の検討 ■ 前年基準地 <input type="checkbox"/> 新規 前年標準価格 61,000 円/10a	③ 価格変動形成状況要因の ② 変動率 年間 -4.9 %	③ 価格変動形成状況要因の ② 変動率 年間 -4.9 %	[一般的要因] 町内の人口は減少しており、減少率が県平均を大きく上回っている。高齢化率も県下1位と県平均よりかなり高い割合となっている。 [地域要因] 地域要因に変動はない。 [個別的原因] 個別的原因に変動はない。													

鑑定評価書（令和元年地価調査）

令和元年7月5日提出
兵庫(林)-10 林地-1

別記様式第8

基準地番号	提出先	所属分科会名	業者名	株式会社 播磨総合鑑定
兵庫(林)	-10	兵庫県	兵庫第7分科会	氏名 不動産鑑定士 一色かつみ 印
鑑定評価額		1,120,000 円	10a当たりの価格	39,000 円／10a

1 基本的事項

(1)価格時点	令和 元年 7月 1日	(4)鑑定評価日	令和 元年 7月 2日	(6) 路線価	[平成 31年 1月] 路線価又は倍率	円／㎡
(2)実地調査日	令和 元年 6月 10日	(5)価格の種類	正常価格		1.1 倍	
(3)鑑定評価の条件	当該土地に工作物又は立木等がなく、かつ、使用収益を制約する権利の存しないものとしての鑑定評価					

2 鑑定評価額の決定の理由の要旨

(1) 基準地	①所在及び地番	宍粟市波賀町野尻字向山363番12					②地積 (m ³)	28,770																		
	③土地の利用の現況	④周辺の土地の利用の現況		⑤基準地から搬出地点までの搬出方法	⑥搬出地点の道路の状況	⑦最寄駅及び距離	⑧最寄集落及び距離	⑨公法上の規制 都計外地森計																		
	用材林地(杉、檜)	標高350m 約20度南西向き傾斜の地域で杉の用材林地		集材機	4m市道 150m	J R播磨新宮	野尻 37km	450m																		
(2) 近隣地域	①範囲	東 420m、西 480m、南 320m、北 580m																								
	②標準的規模等	規模 30,000 m ³ 程度、形状 ほぼ台形、方位・傾斜度(南西)向 20°																								
	③地域の特性	特記 事項	特にない	道 路	南西 4m市道 北 37km	交通 施設	J R播磨新宮駅 北 37km	法令 規制	対象基準地と同じ																	
	④地域要因の将来予測	市街地から離れた農村集落背後の林地地域であり、都市化の影響は低い。付近集落は過疎化が進み、後継者不足など林業を取り巻く状況は改善の見込みは薄く、地価は弱含み傾向に推移するものと予測する。																								
(3) 最有効使用の判定	用材林地					(4) 対象基準地の個別的原因	ない																			
(5) 鑑定評価の手法の適用	取引事例比較法	比準価格 39,000 円／10a																								
	控除法	控除後価格 / 円／10a																								
	収益還元法	収益価格 / 円／10a																								
(6) 市場の特性	同一需給圏は広く、西播磨地域を中心に、兵庫県西部・北部の林地地域。近年では林業生産活動は不活発で、林業を目的とした取引は低調である。同一需給圏で見られる林地取引は、相続に絡む場合や公共事業に係るものが大半を占め、取得後の利用目的によって相当の価格差があり、中心となる価格帯は見出し難い。																									
(7) 試算価格の調整及び鑑定評価額の決定の理由	近年の林業生産は、素材価格に対し経費高で投資採算が見合わないものとなっており、収益価格は試算し得なかった。比準価格は、取引市場における実売買事例から試算したもので、林地取引の実勢価格を反映した価格である。本件では比準価格を標準に、社会的・経済的な一般的要因を分析の上、上記の通り鑑定評価額を決定した。																									
(8)	<input type="checkbox"/> 秤量的検討が可能である	<input checked="" type="checkbox"/> できない																								
公示価格を規準とした価格	① 標準地番号	-	② 時点修正	③ 標準化補正	④ 地域要因の比較	⑤ 個別的要因の比較	⑥ 対象基準地の規準価格(円／m ³)	⑦ 内訳 標準化補正	交通 自然 宅地化 行政 その他	地域要因 交通 自然 宅地化 行政 その他																
	公示価格 円／m ³	[100]	[100]	[100]	[100]	[100]																				
(9)	① 対象基準地の検討 <input checked="" type="checkbox"/> 前年基準地 <input type="checkbox"/> 新規 前年標準価格 41,000 円／10a			③ 価格変動形成要因の 一般的要因 地域要因 個別的要因	〔一般的要因〕 高齢化や後継者不足など、林業生産活動は慢性的に低迷している。 〔地域要因〕 地域要因に特段の変動要因はない。 〔個別的要因〕 個別的原因に変動はない。																					
対象基準地からの前年検討	② 変動率 年間 -4.9 %																									

鑑定評価書（令和元年地価調査）

令和元年7月8日 提出
兵庫(林) - 11 林地-1

別記様式第8

基準地番号		提出先	所属分科会名	業者名	福西不動産鑑定事務所					
兵庫(林) - 11		兵庫県	兵庫第1分科会	氏名	不動産鑑定士	福西理祐		印		
鑑定評価額		1,770,000 円		10a当たりの価格		1,300,000 円/10a				
1 基本的事項										
(1) 価格時点		令和元年7月1日		(4) 鑑定評価日	令和元年7月3日		(6) 路線価 [平成31年1月] 路線価又は倍率 22.0倍	円/m ²		
(2) 実地調査日		令和元年6月19日		(5) 価格の種類	正常価格			倍率種別		
(3) 鑑定評価の条件 当該土地に工作物又は立木等がなく、かつ、使用収益を制約する権利の存しないものとしての鑑定評価										
2 鑑定評価額の決定の理由の要旨										
基準地	(1) ①所在及び地番	川西市 笹部字正覚17番				②地積 (m ²)	1,358			
	③土地の利用の現況	④周辺の土地の利用の現況	⑤基準地から搬出地点までの搬出方法	⑥搬出地点の道路の状況	⑦最寄駅及び距離	⑧最寄集落及び距離	⑨公法上の規制 「調査区」地森計			
	雑木林地	標高150m南西向き約30度の傾斜の雑木自然林地域	林(公)道 0m	2.5m市道	能勢電鉄 笹部 500m	笹部3丁目 0.2km	⑩地域の特性	都市近郊林地		
近隣地域	(2) ①範囲	東 300m、西 250m、南 100m、北 300m								
	②標準的規模等	規模 1,500 m ² 程度、形状 不整形、方位・傾斜度(南西)向 30°								
	③地域的特性	特記 事項	都市近郊の雑木自然林地域	道 路	市道2.5m	交通 施設	能勢電鉄 笹部駅 北東方 500m	法令 規制	「調査区」 地森計	
	④地域要因の将来予測	川西市北部の里山で、宅地化の影響は多少受けているものの、宅地へ転換する蓋然性は低く、当面は現況のまま推移するものと予測する。								
(3) 最有効使用の判定		雑木林地			(4) 対象基準地の個別的原因		ない			
(5) 鑑定評価の手法の適用		取引事例比較法	比準価格	1,300,000 円/10a						
		控除法	控除後価格	/ 円/10a						
		収益還元法	収益価格	/ 円/10a						
(6) 市場の特性		同一需給圏は兵庫県南東部の都市近郊林地地域で、概ね北摂エリアを中心に神戸市北区・西区及び大阪府北部を含む圏域である。中心となる市場参加者は公共事業施行者、資産保有を目的とする地元個人等であるが、林業経営の不振並びに現状の社会経済情勢から開発目的での取得は想定し難く、需要は極めて乏しい状態にある。								
(7) 試算価格の調整及び鑑定評価額の決定の理由		鑑定評価の手法は取引事例比較法を適用した。林地の取引は少なく、同一需給圏から広域的に収集せざるを得なかつたが、比準価格は市場性を反映した価格と言える。収益還元法は林業経営の收支が赤字となるため、宅地開発を想定する控除法は市街化調整区域の急傾斜地であり造成が非現実的なことから、いずれも採用しなかつた。よって、比準価格を標準とし鑑定評価額を上記の通り決定した。なお、比較検討可能な公示地が存在しないため規準価格は求められない。								
公示価格を規準とした場合	(8) <input type="checkbox"/> 秤量的検討が可能である <input checked="" type="checkbox"/> できない									
	① 標準地番号	-	② 時点修正	③ 標準化補正	④ 地域要因の比較	⑤ 個別的原因の比較	⑥ 対象基準地の規準価格 (円/m ²)	(7) 内訳 標準化補正 交通 自然 宅地化 行政 その他	地域要因 交通 自然 宅地化 行政 その他	
	公示価格	円/m ²	[100]	[100]	[100]	[100]				
対象基準地からの前年の検討	(9) ① 対象基準地の検討 <input checked="" type="checkbox"/> 前年基準地 <input type="checkbox"/> 新規 前年標準価格 1,350,000 円/10a			(3) 価格変動形成要因の ② 変動率 年間 -3.7 %	〔一般的要因〕 公共事業を除いて、林地の需要者はほとんどみられない。 〔地域要因〕 地域要因に変動はない。 〔個別的原因〕 個別的原因に変動はない。					

鑑定評価書（令和元年地価調査）

令和元年7月8日提出
兵庫(林)-12 林地-1

別記様式第8

基準地番号	提出先	所属分科会名	業者名	岡田不動産鑑定		
兵庫(林)	-12	兵庫県	兵庫第2分科会	氏名	不動産鑑定士	岡田 文 印
鑑定評価額		9,890,000 円	10a当たりの価格		1,900,000 円／10a	

1 基本的事項

(1)価格時点	令和 元年 7月 1日	(4)鑑定評価日	令和 元年 7月 3日	(6) 路線価	[平成 31年 1月] 路線価又は倍率	円／m ²
(2)実地調査日	令和 元年 6月 18日	(5)価格の種類	正常価格		22.0 倍	
(3)鑑定評価の条件	当該土地に工作物又は立木等がなく、かつ、使用収益を制約する権利の存しないものとしての鑑定評価				倍率種別	

2 鑑定評価額の決定の理由の要旨

(1) 基 準 地	①所在及び地番	西宮市山口町中野字東山811番					②地積 (m ²)	5,206											
	③土地の利用の現況	④周辺の土地の利用の現況					⑤基準地から搬出地点までの搬出方法	⑥搬出地点の道路の状況	⑦最寄駅及び距離	⑧最寄集落及び距離									
	雑木林地	標高370m北西向き約13度の傾斜の雑木自然林地域					林(公)道 0m	4.5m市道	神戸電鉄有馬温泉 2.3km	中野 0.8km									
(2) 近 隣 地 域	①範囲	東 250m、西 250m、南 250m、北 150m					⑨公法上の規制												
	②標準的規模等	規模 5,000 m ² 程度、形状 不整形、方位・傾斜度(北西)向 13°					「調査区」 地森計 (その他) 宅造区域 砂防指定地 土砂災害警戒区域												
	③地域的特性	特記 事項	特にない。		道 路	4.5m市道	交通 施設	神戸電鉄有馬温泉駅 北東方 2.3km	法令 規制	「調査区」 土砂災害警戒区域 地森計									
	④地域要因の将来予測	阪神高速道路北神戸線西宮山口南ランプと有馬温泉を直結する有馬山口線(バイパス)が開通するも、開発素地として低調な林地の需要にほとんど変化はなく、今後も同様に推移するものと予測する。																	
(3) 最有効使用の判定		雑木林地					(4) 対象基準地の個別的原因	ない											
(5) 鑑定評価の手法の適用		取引事例比較法	比準価格 1,900,000 円/10a																
		控除法	控除後価格 / 円/10a																
		収益還元法	収益価格 / 円/10a																
(6) 市場の特性		同一需給圏は、西宮市郊外及び神戸市北区を中心として、周辺にゴルフ場等が見られる兵庫県南東部の林地地域全般と判定した。需要者は、公共事業に伴う公共団体等のほか、農地の保全等を目的とした個人、資材置き場への転用を目的とした事業者等であるが、市場参加者は極めて少ない。バイパスの開通や有馬温泉のインバウンド需要など周辺状況に変化が見られるも、林地の需要にほとんど変化はない。取引は低調で、中心となる価格帯は見いだせない。																	
(7) 試算価格の調整及び鑑定評価額の決定の理由		比準価格は、不動産の市場性に着目した実証的な価格であり、規範性の高い林地の取引事例を採用して試算した比準価格は十分に説得力がある。郊外の住宅需要が弱い上、造成工事費の上昇もあり、控除法による価格は実現性に乏しく、説得力に欠けるため、試算しなかった。よって、比準価格をもって鑑定評価額を上記の通り決定した。なお、対象不動産と類似性の高い適切な公示地等が存在しないため、規準価格は求められなかった。																	
(8)		<input type="checkbox"/> 秤量的検討が可能である <input checked="" type="checkbox"/> できない																	
公示価格を規準とした価格を規準	① 標準地番号	-	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別的原因の比較	⑥対象基準地の規準価格(円/m ²)	⑦内訳 標準化補正	交通 自然 宅地化 行政 その他	地域要因 交通 自然 宅地化 行政 その他									
	公示価格	円/m ²	[100]	[100]	[100]	[100]													
(9) 対象基準地からの前年検討	①対象基準地の検討 <input checked="" type="checkbox"/> 前年基準地 <input type="checkbox"/> 新規 前年標準価格 2,000,000 円/10a			③ 価 格 変 動 形 成 状 況 要 因 の の	〔一般的要因〕	西宮市郊外の住宅地は、都心回帰の動きから需要の低迷が続く。市内で用材等の林産物の供給はなく、林業労働者数は0である。													
					〔地域要因〕	有馬山口線(バイパス)が開通するも、開発素地としての林地の需要にほとんど変化なく、地価は下落傾向。													
					〔個別的原因〕	個別的原因に変動はない。													

鑑定評価書（令和元年地価調査）

令和元年7月8日提出
兵庫(林)-13 林地-1

別記様式第8

基準地番号	提出先	所属分科会名	業者名	株式会社地域分析研究所		
兵庫(林)	-13	兵庫県	兵庫第5分科会	氏名	不動産鑑定士	井上 基
鑑定評価額		252,000 円	10a当たりの価格		202,000 円	/10a

1 基本的事項

(1)価格時点	令和 元年 7月 1日	(4)鑑定評価日	令和 元年 7月 2日	(6) 路線 価	[平成 31年 1月] 路線価又は倍率	円／m ²
(2)実地調査日	令和 元年 6月 18日	(5)価格の種類	正常価格		17.0 倍	
(3)鑑定評価の条件	当該土地に工作物又は立木等がなく、かつ、使用収益を制約する権利の存しないものとしての鑑定評価					

2 鑑定評価額の決定の理由の要旨

(1) 基 準 地	①所在及び地番	加古川市志方町山中字上才ノ木435番13					②地積 (m ²)	1,249																		
	③土地の利用の現況	④周辺の土地の利用の現況					⑤基準地から搬出地点までの搬出方法	⑥搬出地点の道路の状況	⑦最寄駅及び距離	⑧最寄集落及び距離	⑨公法上の規制															
	雑木林地	標高60m前後約20度の南西傾斜の雑木の自然林地域					人力	4.5m道路 50m	J R 宝殿	山中 6.2km	「調査区」 地森計															
(2) 近 隣 地 域	①範囲	東 300m、西 400m、南 20m、北 300m																								
	②標準的規模等	規模 1,200 m ² 程度、 形状 ほぼ整形 、 方位・傾斜度 (南西) 向 20°																								
	③地域的特性	特記 特にない 事項	道 路		4. 5m道路		交通 施設	J R 宝殿駅 北西方 6.2km	法令	「調査区」 地森計 規制																
	④地域要因の将来予測	当該地域は、おおむね雑木で占められている自然林で、地域要因に大きな変動はなく、今後も現況を維持するものと予測する。また、地価水準は、下落傾向で推移するものと予測する。																								
(3) 最有効使用の判定	雑木林地					(4) 対象基準地の個別的要因	ない																			
(5) 鑑定評価の手法の適用	取引事例比較法	比準価格 202,000 円／10a																								
	控除法	控除後価格 / 円／10a																								
	収益還元法	収益価格 / 円／10a																								
(6) 市場の特性	同一需給圏は、おおむね加古川市を中心に、周辺市町の林地地域まで広域にわたる。需要者の中心は、圏内に地縁性を有する者にほぼ限定される。わが国における林業は、割安な輸入木材の増加や後継者不足により疲弊している。また、都市の外延的発展も見込みがたい社会経済状況にもあり、総じて林地への需要は低調である。市場での需要の中心となる価格帯は、取引件数も圧倒的に少なく、取引規模や事情、取引目的により様々なため見出しにくい状況にある。																									
(7) 試算価格の調整及び鑑定評価額の決定の理由	控除法は、公法上の規制等から宅地開発を想定することが非現実的であること、また、収益還元法は、雑木林地であるため立木の販売収入が十分に見込めないことから、それぞれ適用を断念した。さらに、同一需給圏内において当該基準地と類似性を有する標準地が存在しないため、地価公示価格からの規準も断念した。したがって、本件においては、取引事例との比較によって求められた比準価格をもって鑑定評価額を上記の通り決定した。																									
(8)	<input type="checkbox"/> 秤量的検討が可能である		<input checked="" type="checkbox"/> できない																							
公示価格を規定とした価格	① 標準地番号	-	②時点修正	③標準化補正	④地域要因の比較	⑤個別の要因の比較	⑥対象基準地の規準価格 (円／m ²)	⑦内訳 標準化補正	交通 自然 宅地化 行政 その他	地域要因 交通 自然 宅地化 行政 その他																
	公示価格	円／m ²	[100]	[100]	[100]	[100]																				
(9) 対象基準地からの前年検討	①対象基準地の検討 <input checked="" type="checkbox"/> 前年基準地 <input type="checkbox"/> 新規 前年標準価格 212,000 円／10a			③ 価 格 変 動 形 成 況 要 因 の の	〔一般的要因〕 わが国の林業の衰退は著しく、後継者不足も深刻である。また、今後の都市の外延的発展も望めない状況となっている。																					
	②変動率				〔地域要因〕 地域要因に変動はないが、下落傾向に歯止めがかからない状況である。																					
	年間 -4.7 %				〔個別的要因〕 個別的要因に変動はない。																					